

新型コロナウイルス感染症の感染予防を考慮した講習会の実施について

食品衛生の推進につきましては、日頃より御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年2月25日に政府において基本方針が決定され、こまめな手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底が重要であるとされました。

食品衛生責任者講習会等の実施にあたっては、感染機会を減らすため、

- ① 受講者様へ、手洗いの励行及びアルコール消毒やマスク着用をお願いします。
- ② 会場では座席の間隔をできるだけあけ、換気をさせていただきます。
- ③ 風邪のような症状のある受講者様には、受講日変更をお願いします。
(事前に症状のある方は担当地区へご連絡をお願いします)

など、感染拡大防止対策を実施いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、県内で流行した場合は、改めてお知らせします。